

諏訪圏域の感染警戒レベルを5に引き上げ「特別警報Ⅱ」を発出します

令和3年4月16日

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部

1 趣旨

諏訪圏域においては、4月14日に感染警戒レベルを4に引き上げ、「新型コロナウイルス特別警報Ⅰ」を発出し、県としての感染症対策を強化しているところです。しかし、諏訪圏域における直近1週間（4月9日～15日）の人口10万人当たり新規陽性者数は29.66人（陽性者57人）と、その前週の4.16人（陽性者数8人）から急増しており、感染の拡大に歯止めがかかっていません。また、感染経路不明の事例が複数確認されているほか、感染しやすく、重症化しやすい可能性が指摘されている変異株の陽性者が10圏域で最多の12例（4月15日現在）確認され、濃厚接触者も多数に及ぶなどリスクの高い事例もみられます。

全県に目を向けると、直近1週間の人口10万人当たり新規陽性者数は14.52人（陽性者数296人）となっており、受入可能病床数に対する入院者の実質的な割合は33.2%（144/434床）となっています。

県としては、4月8日に全県に「医療警報」を発出して県民の皆様にご協力をお願いするとともに、医療機関に対する受入病床拡充の依頼や、新たな宿泊療養施設の開設等により、全県における陽性者の受入体制の拡充に努めてきましたが、諏訪圏域における感染がさらに拡大すれば、全県の医療提供体制にも大きな影響を及ぼしかねません。

このため、感染の拡大が顕著な諏訪圏域について、4月29日までの間、感染警戒レベルを5に引き上げ「新型コロナウイルス特別警報Ⅱ」を発出します。

2 諏訪圏域における県の対策強化について

諏訪圏域におけるさらなる感染拡大を防ぐため、県として実施する感染症対策を次のとおりさらに強化します。諏訪圏域にお住まいの方、訪問される方、事業者の皆様は、『「医療警報」発出に当たってのお願い』に沿った対応を徹底するとともに、次に掲げる県の対策にご協力をお願いします。

（特措法の根拠規定を記載した取組以外は、長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例（令和2年長野県条例第25号）第5条に基づく感染症対策として実施するものです。）

（住民及び来訪者への協力要請）

- ① 高齢者や基礎疾患のある方に不要不急の外出の自粛について協力を要請します
- ② 人との接触機会を極力減らすよう協力を要請します
- ③ 大人数・長時間の会食については、自宅等で行われるものも含めて自粛するよう協力を要請します
- ④ 感染拡大予防ガイドラインを遵守していない酒類の提供を行う飲食店の利用を控えるよう協力を要請します
- ⑤ 感染拡大地域等への訪問の自粛について協力を要請します
- ⑥ 風邪症状等がある場合は外出を控え、かかりつけ医等に速やかに相談するよう協力を要請します

(事業者等への協力要請)

- ⑦ 事業所に対して感染防止策の徹底と在宅勤務・テレワークの推進について協力を要請します
- ⑧ 医療機関や福祉施設、学校や保育所等に対して感染防止策の徹底について協力を要請します
- ⑨ 大人数が集まるイベント等の実施に係る慎重な検討について協力を要請します

(事業者への支援)

- ⑩ 市町村と連携し感染拡大の影響を受ける事業者を支援します

(積極的な検査の実施)

- ⑪ 高齢者施設・飲食店の従業員等に対し積極的な検査を行います
- ⑫ 変異株スクリーニング検査等を徹底して実施します

(公共施設の感染対策徹底、休止等の検討)

- ⑬ 県の公共施設について、感染対策の徹底や休止等の措置を検討するとともに、諏訪圏域の市町村に対しても検討を要請します

- ① 高齢者や基礎疾患のある方に不要不急の外出の自粛について協力を要請します

(特措法第 24 条第 9 項)

諏訪圏域にお住まいの高齢者や基礎疾患のある方等に、人との接触機会を極力減らすため、医療機関への通院、食料の買い物、職場への出勤、健康の維持に必要な散歩など、生活の維持に必要な場合を除き外出しないよう協力を要請します。高齢者や基礎疾患のある方等が諏訪圏域を訪問される場合も同様の対応をお願いします。

また、重症化リスクのある高齢者や基礎疾患のある方等を守るため、これらの方と同居されている方は慎重な行動をお願いします。

〔高齢者や基礎疾患のある方等
65 歳以上の高齢者、慢性呼吸器疾患・慢性腎臓病・糖尿病・高血圧・心血管疾患をお持ちの方、肥満 (BMI30 以上) の方〕

- ② 人との接触機会を極力減らすよう協力を要請します

(特措法第 24 条第 9 項)

諏訪圏域にお住まいの皆様、会合・寄合等、ご近所の方等との集まりについては、必要最小限の人数で実施するなど、人との接触機会を極力減らすよう協力を要請します。

- ③ 大人数・長時間の会食については、自宅等で行われるものも含めて自粛するよう協力を要請します

(特措法第 24 条第 9 項)

諏訪圏域にお住まいの皆様、自宅も含め、同居のご家族以外で行う 5 人以上の会食については、感染リスクが高まる可能性に十分留意した上で徹底した対策を講じていただき、それが困難な場合には実施を控えていただくよう協力を要請します。

- ④ 感染拡大予防ガイドラインを遵守していない酒類の提供を行う飲食店の利用を控えるよう協力を要請します

(特措法第 24 条第 9 項)

諏訪圏域にお住まいの皆様や訪問される皆様に、酒類の提供を行う飲食店を利用する場合は、店内における対人距離の確保、マスクの着用、施設の換気・消毒などの対策や「新型コロナ対策推進宣言」等の実施などを確認し、感染拡大予防ガイドラインを遵守していない店の利用を控えるよう引き続き協力を要請します。

⑤ 感染拡大地域等への訪問の自粛について協力を要請します

諏訪圏域にお住まいの方に、リモートによることが困難な仕事での訪問など必要な場合を除き、感染拡大地域[※]（宮城県、山形県、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、愛媛県、沖縄県）及び自治体から外出自粛が呼びかけられている地域（埼玉県、千葉県、神奈川県）への訪問の自粛について協力を要請します。〈該当地域は R3.4.16 現在〉

（特措法第 24 条第 9 項）

また、感染拡大地域及び自治体から外出自粛が呼びかけられている地域からの諏訪圏域への来訪についても、できるだけ控えていただくよう協力を要請します。

※ 直近 1 週間の人口 10 万人当たりの新規陽性者数が 15.0 人を上回っている都道府県

⑥ 風邪症状等がある場合は外出を控え、かかりつけ医等に速やかに相談するよう協力を要請します

（特措法第 24 条第 9 項）

諏訪圏域にお住まいの皆様、日々の健康観察を徹底し、発熱等の風邪症状等がある場合は外出を控え、かかりつけ医や受診・相談センターに速やかに相談するよう協力を要請します。

⑦ 事業所に対して感染防止策の徹底と在宅勤務・テレワークの推進について協力を要請します

諏訪圏域の事業所に対して、休憩時間などいわゆる居場所の切り替わりによる気の緩みへの注意喚起などの感染防止策を徹底するとともに、人との接触機会を減らすため、可能な限り、在宅勤務・テレワークを推進するよう協力を要請します。

⑧ 医療機関や福祉施設、学校や保育所等に対して感染防止策の徹底について協力を要請します

県内では医療機関や福祉施設、学校や保育所等における感染例が確認されています。これまでも対策を講じるよう呼びかけていますが、改めて医療機関や福祉施設、学校や保育所等に対して、さらなる感染防止策の徹底について協力を要請します。

⑨ 大人数が集まるイベント等の実施に係る慎重な検討について協力を要請します

（特措法第 24 条第 9 項）

諏訪圏域において、全国的な人の移動を伴うイベント又は参加者が 1000 人を超える大規模イベントを主催する事業者の皆様、県への事前相談の徹底を求めるとともに、感染リスクを低下させるための対策について十分ご検討いただき、それが困難な場合にはイベントの延期や中止を検討するよう協力を要請します。

また、上記以外の小規模なイベントの開催に当たっても、同様に慎重な検討の協力を要請します。

⑩ 市町村と連携し感染拡大の影響を受ける事業者を支援します

地域経済を活性化するために諏訪圏域の市町村が行う事業者支援の取組を支援します。

⑪ 高齢者施設、飲食店の従業員等に対し積極的な検査を行います

高齢者施設や飲食店等の従業員等に対し積極的な検査を実施し、重症化リスクが高い高齢者

や飲食店における感染拡大の封じ込めを図ります。

⑫ 変異株スクリーニング検査等を徹底して実施します

原則として、すべての陽性者に対して変異株スクリーニング検査を行うとともに、変異株陽性者の濃厚接触者はもとより、接触者についても徹底的に検査を行います。

⑬ 県の公共施設について、感染対策の徹底や休止等の措置を検討するとともに、諏訪圏域の市町村に対しても検討を要請します

人が集まる県の公共施設について、感染対策の徹底や休止等を含め必要な措置を検討します。諏訪圏域の市町村に対しても同様の措置を検討するよう要請します。

新型コロナウイルス感染症をきっかけとして差別や誹謗中傷が生まれ、苦しんでいる人がいます。また、誹謗中傷をおそれるあまりに受診をためらうことは、重症化のリスクを高めるほか、さらなる感染の拡大を招きかねません。

県民お一人おひとりが「思いやり」の心を持ち「支えあい」の輪を広げ、みんなで乗り越えていきましょう。